#### 最終報告要旨

2024年2月2日 不正事案洗い出しのための特別調査委員会

#### I はじめに

本書面は、学校法人日本大学(以下「**日本大学**」という。)によって 2022 年 8 月 4 日付けで 設置された「不正事案洗い出しのための特別調査委員会」(以下「**当委員会**」という。)による 調査の最終報告要旨である。

当委員会は、2021 年の医学部附属板橋病院(以下「**板橋病院**」という。)の建替計画をめぐる背任事件(以下「**第1事件**」という。)及び医療機器導入等をめぐる背任事件(第2事件)における井ノ口忠男元理事(以下「**井ノ口氏**」という。)の逮捕・起訴、並びに所得税法違反事件(以下「**第3事件**」という。)における田中英壽元理事長(以下「田中氏」という。)の逮捕・起訴という一連の不祥事に端を発して、日本大学の運営に関する不適切案件を洗い出すために設置された。日本大学アメリカンフットボール部の学生らに対する覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反被疑事件(以下「アメフト部薬物事件」という。)については、当委員会とは別の第三者委員会において調査等が実施されたことから、当委員会の調査対象とはしていない。。

また、本書面には個別に記載しないが、日本大学においては、下記Ⅱで判明した不正行 為等に関与した役職員への人事処分を検討すべきである。

#### Ⅱ 調査結果

## 第1 板橋病院の敷地内院外薬局の件

#### 1 中間報告書における指摘事項

中間報告書のとおり、株式会社日本大学事業部(以下「事業部」という。)及びその業務を主導していた井ノ口氏は、板橋病院に敷地内院外薬局施設を設置し、施設を賃貸して外部業者に薬局の運営を委託する計画を進めていた。井ノ口氏は、2019年3月、籔本雅巳氏(以下「籔本氏」という。)と合意の上で、敷地内院外薬局の運営者を A 社に変更したが、これは、2018年のアメフト危険タックル問題を受けて、井ノ口氏と籔本氏との関係が注目されることを避けるという、日本大学の利益とは関係のない私的な理由によるものであった。この運営者の変更により、医学部が受け取る敷地内院外薬局施設の賃料は月額80万円分(敷地内院外薬局開業の2019年7月から2023年1月までの3年半で総額3360万円)減少し

<sup>1</sup> 日本大学は、同事件に係る日本大学の法人内部の情報伝達、関係機関への連絡、法人としての判断や対応等における問題点及びそれが生じた原因や背景の検証について、「アメリカンフットボール部薬物事件対応に係る第三者委員会」を設置し、その調査結果をまとめた報告書(以下「アメフト部薬物事件第三者委報告書」という。)を公表した(2023 年 10 月 31 日付け日本大学「『アメリカンフットボール 部 薬 物 事 件 対 応 に 係 る 第 三 者 委 員 会 』 か ら の 調 査 報 告 書 の 公 表 に つ い て 」 (https://www.nihon-u.ac.jp/information/2023/10/14181/))。

た。また、籔本氏の会社である株式会社 Intelligence Consulting(以下「インテリジェンス」という。)は、A 社から、役務提供等の実態がないにもかかわらず、月額 30 万円(支払の正確な時期は不明であるが、2019年7月から 2023年1月までの3年半で総額 1260万円となる。)のリベートの支払を受けた。

以上の板橋病院の敷地内院外薬局の件について、当委員会は、中間報告書において、再発防止策として、(1)特定の人物(井ノロ氏)による専横を許さない対応の構築、(2)事業部主導の案件に対する医学部関係者の当事者意識・主体性の必要性、(3)入札参加業者及び敷地内院外薬局運営者の選定過程並びに徴収する賃料等の決定過程の改善を指摘した。

# 2 現在の改善状況及び当委員会からの改善提案

# (1) 特定の人物による専横を許さない対応の構築

日本大学は、これまでに、①2022年4月に「令和3年に発生した元理事長及び元理事に係る一連の事案において」責任が認められた者等が役員になることができない旨の役員規程の改正、②同月に、理事の通算2期までの再任制限や70歳定年制導入、評議員会による理事の解任権限の付与、③2022年3月以降、取引先企業等から、価格の過剰な上乗せ・リベートの供与等を行わないことなどを含む表明・確約書の徴求、④2023年以降、人事が一部の者の意向に左右されることのないようにするための施策として、職員応募の際の推薦書徴求の廃止、目標管理制度の導入や役職者の昇進基準の策定・公表等を実施している。

本報告書の内容も踏まえ、この問題点に関する改善に向けた取組が継続されることを期待する。

#### (2) 事業部主導の案件に対する関係者の当事者意識・主体性の必要性

日本大学は、①2022 年 7 月以降、理事長による全部科校の巡回、学生・生徒・教職員との意見交換、②2021 年 12 月以降、全学部において学生から直接メール等で意見を受け付ける仕組みの導入、③役職員に対してコンプライアンス体制の整備や内部監査等に関する各種研修などを実施している。

今後の施策としては、役職員らを対象とした少人数でのミーティング(例えば、同じ職位や年齢層の者で構成し、職場の問題点や改善案について話し合うミーティング)や、役職員らに職場の問題点や改善点等を聞くアンケートなどの手法を用いながら、積極的に役職員らの意見や悩みを聞く活動を行うことも検討に値する。

# (3) 入札参加業者及び敷地内院外薬局運営者の選定過程並びに徴収する賃料等の決定過程 の改善

日本大学は、上記(1)③のとおり企業に対して表明・確約書の提出を求めることに加えて、2023 年 4 月付けで、本部の管財委員会で行う指名業者選定について、経営状況、契約 実績、受注意欲、施工能力などを点数化した選定基準を定めるなどしている。

今後の施策としては、各部科校においても、本部と同様に指名業者の選定基準を定める

など、業者選定過程の透明性・実効性を確保していくべきである。また、随意契約による 業者の選定についても、相見積りを実施したり、外部の第三者から評価・意見を取得して 経済的妥当性を検討することが考えられる。また、業者からの不当な働きかけや談合を引 き起こすおそれのある行為等を明示的に禁止するルールを制定し、牽制を働かせるべきで ある。

#### 第2 医学部部室棟の件

中間報告書のとおり、耐久性等に問題のあった医学部部室棟の建替えに当たり、医学部は、新部室棟の所有権を施工業者である B 社に保持させ、医学部がこれを賃借することとし、B社との間で賃貸借契約を締結した。部室棟の賃貸借期間は2020年3月10日から5年間、賃料は月額196万2800円とされた。部室棟の建築は事業部が推薦する3社による入札で業者及び価格の決定がなされた。賃貸借期間経過後の部室棟の所有権の移転や解体等について明確に合意はされなかった。

以上の医学部部室棟の件について、当委員会は、中間報告書において、再発防止策として、(1)特定の人物(井ノ口氏)による専横を許さない対応の構築、入札参加業者の選定過程の改善、(2)リーガルチェック体制の改善を指摘した。

今後は引き続き上記第 1 の 2(1)及び(3)で述べた改善提案の実施を検討すべきである。 また、リーガルチェック体制については、現在日本大学において改善方法を検討中である。

## 第3B社が受注した工事に関する件

#### 1 B社が受注した工事における見積金額の調整について

日本大学工学部においては、2019 年 10 月中旬、台風 19 号によって発生した水害により、工学部郡山キャンパス内の建物が床上浸水したことから、復旧工事を多数行う必要が生じた。これ以降、日本大学工学部は、既存の取引先の業者では対応できない工学部郡山キャンパスの復旧工事について、事業部との間で、事業部が請負業者の選定等を行い、その対価として報酬を受領する旨の業務支援契約を締結した。この業務支援契約について、工学部長で事業部代表取締役であった C 氏が工学部と事業部双方を代表、代理する形となっていた。B 社は、2019 年から 2021 年にかけて、この業務支援契約に基づき行われた見積合せの結果、39 件の復旧工事を日本大学から受注した。

当委員会において、日本大学が B 社に発注した工事の入札・見積合せに参加した他の見積参加事業者に対してヒアリング等を行ったところ、B 社に発注された 5 件の復旧工事(契約金額合計 6957 万 5000 円)において、B 社と他業者との間で、B 社が当該案件を受注できるよう見積金額の調整を行っていた可能性が高いことが確認された。これらの工事においては、B 社から、入札、見積合せを成立させるために形だけ見積提出をしてほしいと依頼を受けた業者が、当該依頼に応じて、B 社より高い金額の見積りを提出していた。

もっとも、これらの見積金額の調整に日本大学又は事業部の者が関与した事実は確認さ

れていない。

## 2 再発防止策等

- (1) 今後、本部のみならず各部科校も含め、日本大学の各種調達案件等において入札、相見積りを実施するに当たっては、上記第1の2(3)で指摘したとおり、参加業者の選定過程について改善すべきである。
- (2) 日本大学と学部長等が役員を務める法人等との間の取引など、不当な利益移転や利益相反の未然防止の観点から取引ルールを整備すべきである。
- (3) 各部科校の管財課や見積参加業者へのヒアリング、見積書・積算書、落札率等をチェックするなどの監査を実施すべきである。また、見積金額の調整を行っていた業者が関与した他の案件についても、同様の行為がないか確認すべきである。
- (4) 日本大学においては、B 社及び見積参加業者に対する不法行為に基づく損害賠償請求 を検討すべきである。なお、日本大学は、本件については、捜査機関に対して情報提供を 行っている。

# 第4日本大学病院及び板橋病院の医薬品等の調達の件

中間報告書のとおり、SPD 業務の一環として行われる医療材料及び医薬品の調達に関して、井ノ口氏ら及び籔本氏、吉田徹也氏(以下「**吉田氏**」という。)らが通謀し、本来であれば日本大学病院及び板橋病院が取得すべきであった値引きによる利益額の一部を、インテリジェンス、株式会社 Nishiki Corporation(以下「**ニシキ**」という。)といった同人らの関係先会社に不正に取得させていた。

以上の件について、当委員会は、中間報告書において、再発防止策として、(1) SPD 事業者の適切な選定と定期的な評価・モニタリング、(2) 外部者による牽制機能が働き得る組織体(一例として、法人の常務理事会等) において審議・検討を行う仕組みの導入が必要である旨を指摘した。

日本大学においては、中間報告書の指摘を踏まえ、改善に努めているところ、更に以下 の点について検討することが望ましい。

- (1) 今後の総合評価方式に基づく SPD 事業者の選定に当たっては、事前に選定手続及び選定基準(入札・見積合せ等を実施し、価格・技術評価点など客観的かつ公正な基準で受注者を選定することとし、恣意的に入札等のやり直しを行わないこと等)を明確に定めた上で、これに則って選定を行うこと
- (2) 総合評価方式による業者選定過程の客観性を担保する観点から、評価項目を定めて 定量的に評価すること、病院のリソースでは技術的に難しい場合は、コンサルタント等の 専門家を起用すること
- (3) 2023 年度以降、年間取引額が 100 万円を超えることが見込まれる契約については、 医学部事務局長の決裁としているが、より牽制機能を確保するため、日本大学本部の管財 課の職員のような、医学部から独立した立場であり、かつ業者選定に関する知見もあると

#### 第5日本大学病院及び板橋病院における特別室料免除等の件

#### 1 日本大学病院における特別室料免除等

日本大学病院においては、中間報告書記載の田中氏に対する免除の他、当時の常務理事D氏に対しても、2018年5月23日~6月9日に特別室に入院した際、5月入院分の特別室料(税込97万2000円)について当時の日本大学病院事務長E氏等が免除の事務手続を行い、また、6月入院分の特別室料(税込97万2000円)について、当時の日本大学人事部次長F氏が田中氏及び当時の常務理事G氏の承認を得て、日本大学本部の負担とする決裁手続を行った。その他、5月入院分及び6月入院分の医療費(税込32万8290円)についてはD氏に請求されたものの、未収となっている。

また、当時の大学幹部 H 氏が 2017 年及び 2018 年に特別室に入院した際の特別室料(税込 38 万 8800 円)並びに当時の大学幹部 I 氏が 2018 年及び 2019 年に特別室に入院した際の特別室料(税込 285 万 1200 円)について、当時の日本大学病院事務長 E 氏等が免除の事務手続を行った。

#### 2 板橋病院における特別室料免除等

板橋病院においても、D 氏が 2018 年 6 月 9 日~25 日に特別室に入院した際の特別室料 (税込 73 万 4400 円)及び医療費(税込 109 万 9370 円)について未請求となっていた。

## 3 再発防止策等

特定の個人の特別室料を日本大学本部の負担とする意思決定が恣意的であるとの誹りを 受けないよう、あらかじめ、日本大学本部の負担とする場合の要件、特別室料の金額の上 限、審査手続などにつき規程を設けるなどして、公平性・妥当性を確保する必要がある。

また、医療費の未収についても、未収金を適切に管理・回収する体制・運用を構築すべきである。

さらに、未収の特別室料及び医療費につき、請求の可否を検討すべきである。

#### 第6 板橋病院建替計画事業の件

#### 1 田中氏、井ノ口氏及び籔本氏への不正な利益の還流

日本大学では、2017 年 10 月頃、板橋病院建替えの基本構想策定につき、コンサルティング会社を起用することとした。籔本氏は井ノ口氏の求めに応じ、コンサルティング会社として J 社を紹介し、事業部による選定作業、板橋病院建設検討委員会(以下「**建設検討委員会**」という。)の審議を経て、同社が起用されることとなった。もっとも、J 社を起用することは井ノ口氏及び籔本氏が事前に決めており、事業部による選定作業や建設検討委員会の審議は形を整えるためだけのものであった。また、井ノ口氏及び籔本氏は、籔本氏が実質的経営者であるニシキに利益を流すことを企て、J 社から、何ら役務提供等をしてい

ないニシキに再々委託させることとした。そして、ニシキが得た利益の半分を田中氏及び 井ノ口氏に対して還流する旨の約束をした。

板橋病院建替えの基本構想策定支援業務に関する商流は下記図のとおりである。



上図の商流のとおり締結された各業務委託契約は、いずれも契約期間は約 1 年間とされ、毎年更新されていたが(契約金額は毎年ほぼ同額。)、2021 年 9 月 8 日に第 1 事件に係る強制捜査が行われたことから、同年 11 月末頃以降は更新されなくなった。この間、日本大学が事業部に支払った委託料の総額は 3 億 7200 万円、事業部が J 社に支払った委託料の総額は 3 億 7200 万円、事業部が J 社に支払った委託料の総額は約 3 億 5000 万円であり、そのうちの約 2 億 8000 万円が J 社からニシキに支払われた。本件でニシキが得た利益のうち井ノロ氏や田中氏に還流した金額は明らかではない。もっとも、第 3 事件において籔本氏から井ノロ氏や田中氏への多額の金銭供与が明らかになっており、本件でニシキが得た利益も上記金銭供与の原資の一部となった可能性が高

# 2 板橋病院建替事業に関する予算の件

11

板橋病院建替えの設計監理業者選定のための簡易プロポーザル実施要項に関して、2019年 10 月時点で作成された資料(J 社が作成者と推測される。)には、板橋病院の建替えに要する概算費用として1100億円と記載されている。他方、2022年1月頃、設計監理業者として選定された K 社の基本設計に関する資料(以下「基本設計資料」という。)において、板橋病院建替計画事業全体に要する費用は約1300億円と算定された。

この点、板橋病院の建替費用の見積額を算定する過程において、田中氏、井ノ口氏及び 籔本氏らの介入により、不正な利益の還流を行うことを前提として高い見積金額が算出さ れたとの事実や、K 社が不適切な方法で見積額を算定したとの事実は認められず、板橋病 院の建替費用が不当に高くなったとまでは認められなかった。

しかしながら、かかる基本設計資料の作成に当たっては、営繕課及び K 社の間で、入札において入札額が工事予定価格を上回ることによる不調をできる限り避ける目的で、見積額に幅のある工事項目についてはその範囲内で高めの金額で見積もるよう協議が行われていた。このことによって、K 社による見積額が高めの金額となっている可能性は否定できない。

予算確保のために見積額に余裕を持たせること自体は必ずしも不合理的ではないものの、予算確保のために基本設計段階で高めの金額を見積もった場合には、入札における工事予定価格が本来応札が期待されるべき水準よりも高くなることのないよう注意が必要で

ある。今後、詳細設計に基づきより詳細な積算作業を行い、営繕課により当該積算結果を確認・修正する段階においては、見積を精緻化することによって不要なバッファーを削り、適切な工事予定価格を設定する必要があるものと考えられる。

## 3 再発防止策等

- (1) 上記1のような不適切な調達手続を防ぐため、板橋病院においても、日本大学本部において実施しているのと同様に、経営状況、契約実績、受注意欲、施工能力などを点数化した、指名業者の選定基準を定めるべきである。また、発注側担当者が発注を希望する業者を示唆するなど、競争の実効性を損なうおそれのある行為等を明示的に禁止するルールを設けるべきである。さらに、再委託先を起用する場合には、日本大学が再委託先から業務の実施状況等について直接報告を受けるなどして、再委託先等を監督すべきである。
- (2) 入札等における受注者の選定手続については、日本大学自身(具体的には、主管課である管財部管財課及び営繕課)が、入札手続を監督すべきである。
- (3) 井ノ口氏及び田中氏による不法行為及び理事としての任務懈怠に基づく損害賠償請求、籔本氏、ニシキ、J社に対する不法行為に基づく損害賠償請求を検討すべきである。

#### 第7 医学部における入学者選抜の件

文科省の 2018 年 12 月 14 日付け「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る 緊急調査最終まとめ」が指摘した「医学部同窓生子女を優先的に合格させる」こと以外の不 正行為は確認されなかった。

もっとも、面接試験においては、面接官が恣意的に特定の受験生に対して不当に高い評価又は低い評価を与えたり、面接官の有するバイアスが評価に影響する危険性を孕んでいるため、特に注意して仕組みづくりを行うべきである。

日本大学医学部の 2019 年度以降の入試においては、①各面接官にどの受験生を面接するかを面接当日まで告げない、②各面接官に面接官の組合せを面接前日まで告げない、③3 名の面接官は、評価に当たり、相互に相談をすることはできず、3 名の面接官による評価が 2 段階以上異なった際は、入試管理委員長が、面接官から、評価理由をヒアリングするなどの運用をしている。

さらに、今後は、上記の面接運用の規程化、評価や面接に関するマニュアルやルーブリック(評価基準表)等の評価フォーマットの整備及び面接官への周知、面接の目的に照らした制度設計(例えば、医療者としてふさわしくない者を合格者から除外することを目的とするのであれば、配点を設けずネガティブチェックとしてのみ利用することも考えられる)などの観点も含め、継続的に医学部入試のあり方について検討を行うことが望まれる。

## 第8 医学部における備品等の調達に関する件

#### 1 不使用期間中のリース料の支払

板橋病院の電子カルテシステムの延命措置の実施に向けて、2020 年末に事業部が L 社にパソコン約 1600 台(Windows10 対応)を合計約 1 億 1000 万円(買取価格)で発注した。その後、2021 年 5 月の延命措置の時点では、Windows10 対応の費用を抑制するため、Windows7 から Windows10 対応のパソコンに入れ替える数を限定することによって、約 200 台のみ入れ替えることとなったが、その際、事業部は、入替え対象とならない約 1400 台のパソコンについて、後日の使用が見込まれたことから、発注を取りやめず、2021 年 5 月に L 社から納品を受けた。その結果、この約 1400 台のパソコンについては、2021 年 5 月から 2022 年 12 月までの期間は使用されていなかった。

この点、まだ使わないパソコンを早めに買うことで陳腐化というデメリットが生じたという見方もあり得るが、他方で、①保守運用の利便性の観点からは同一型式でパソコンをそろえた方が良いとの考え方もあり、電子カルテシステムのベンダーからもそのような説明があったこと、②約 1400 台のパソコンについて、実際に 2023 年 1 月から使用されていること、③所有権移転ファイナンスリース契約による調達であり、不使用期間中のリース料は所有権取得のための支払に充当されていること等から、パソコン約 1600 台を一括調達したことは、一概に不適切であったとまでは評価できない。

もっとも、日本大学においては、今後、一定の金額以上の重要性の高い医療機器等を調達するに当たっては、外部業者の提案を批判的に検証できるよう、外部業者に複数の調達スキームを提案することを求め、それぞれのスキームのメリット及びデメリットの説明を受ける、あるいは、複数の外部業者から提案を受けるなどして、調達方針等を決定することが望ましい。

#### 2 事業部による電子カルテシステムの取引に係る水増し請求

# (1) 事業部による水増し請求の経緯・内容

事業部から日本大学に電子カルテシステムの延命措置に関する見積書が提出されたが、 見積書に記載された作業の一部が実際には実施されておらず、1億7000万円の水増し請求 だった。井ノ口氏・籔本氏・吉田氏らで水増し分の利益を山分けすることを目的として、 事業部が部門システムのベンダー4社に対して、水増しした見積書の提出を指示していた。

この取引では、商流に不要な業者である M 社及びインテリジェンスを介在させて、この 2 社に利益を得させていた。本件取引によって、籔本氏の関連会社であるインテリジェンスは 6740 万円、吉田氏が代表を務める M 社は約 1 億 1000 万円の利益を得た。籔本氏は、井ノ口氏の依頼を受けて、電子カルテシステムの取引等の日本大学関連の取引で利益を得る謝礼等の趣旨で田中氏に現金 3000 万円を供与した。また、吉田氏は、井ノ口氏から、現金供与を求められ、2021 年 6 月以降、合計 1400 万円を供与した。

## (2) 再発防止策等

日本大学においては、今後はさらに上記第 1 の 2(1)、(2)で述べた改善提案の実施を検 討すべきである。

これに加えて、日本大学において実施されている、リベートの供与等を行わないこと等に関する確約書の取得などの改善取組に加え、一定の基準の下、日本大学の直接の取引先に対して、商流に介在している業者やその選定理由の確認・精査を定期的に求めるなど、商流に介在している業者へのチェックについて検討することが望ましい。

この件は、既に刑事事件(井ノ口氏・籔本氏・吉田氏の背任被告事件)及び損害賠償請求 (日本大学による井ノ口氏・籔本氏・吉田氏らに対する、水増し金額を含む損害の賠償請求)の対象となっている。

#### 3 無差額室の病室備品レンタル契約

## (1) 病室備品レンタル契約の商流における業者の介在等

日本大学では、2021 年頃、事業部の積極的活用方針を打ち出していたことなどから、板橋病院の無差額室の備品レンタル契約の締結先選定にも事業部が関与することとなり、N社が契約先として選定された。同契約について、井ノロ氏、松田氏及び吉田氏の話合いによって、0社を商流に介在させることとなり、2021 年から 2022 年まで、日本大学→事業部→0 社→N 社という商流となっていた。これにより、0 社は実質的な業務を行っていないにもかかわらず、無差額室が利用される都度、250 円(これまでの合計で 309 万円)を利得していた。

また、無差額室の病室備品レンタル契約では、累計使用回数(106 万 3975 回)を満たした日の翌月末が契約期間の終期と定められているところ、この累計使用回数は、板橋病院建替えまでに契約を終了させる想定で定められた。もっとも、実際の使用状況に鑑みると、累計使用回数を消化するためには 2023 年 8 月から起算して残り 15 年程度を要し、板橋病院建替えまでに消化し切れない見込みであり、累計使用回数の定めは、板橋病院における使用回数の見込みを適切に反映していなかった。

#### (2) 再発防止策等

上記第 1 の 2(1)、(2)で述べた改善提案の実施の検討に加え、板橋病院においては、レンタル備品の使用状況や板橋病院建替えのスケジュールも踏まえ、N 社との契約条件の変更条項に基づき、N 社と協議を進めるべきである。

なお、本件については、日本大学ないし清算法人である事業部において 0 社に損害賠償 を請求しており、既に対応中である。

## 第9企画広報部等に関する件

# 1 P社との契約

#### (1) 入札・見積合せの不実施及びリベート授受の有無

企画広報部は、P 社代表取締役から、田中氏夫人との親密な関係を背景に契約の締結を 迫られていた。同社への業務委託に当たっては入札・見積合せが実施されておらず、日本 大学調達規程に違反する業務発注も含まれていた。また、企画広報部は、P 社との間で必 要性の乏しい契約を締結せざるを得ないこともあった。もっとも、役務提供の実態のない 契約は確認されなかった。

当委員会からの3度の調査協力依頼にもかかわらずP社は調査に応じておらず、同社から日本大学関係者がリベートを受け取っていたかなど、それ以上の詳細は判明していない。

## (2) 原因及び再発防止策

企画広報部においては、井ノ口氏らの刑事事件の摘発以降、新たな企画・広報業務の委託につき、入札・見積合せを実施している。また、日本大学とP社との契約は2022年度内に全て終了しており、今後も同社との取引を行わないことが決定されている。外部業者への発注時に原則として入札・見積合せを実施することについては、企画広報部に限らず、本部部署及び各部科校でも徹底されるべきである。

また、上記第 1 の 2(1)、(2)で述べた改善提案の実施の検討に加え、費用対効果を考慮しつつ、P 社に対して、契約金額の内訳及び算出根拠並びに役務提供の内容及び適正性について説明を求めたり、同社から合理的な説明がなされない場合には過去の契約金額が役務提供に見合うものではなかったとして、損害賠償請求を行うことも検討すべきである。

#### 2 タクシー券の利用等

2022 年以降も、P 社が日本大学から過去に支給されたタクシー券を不正に利用している 旨の申告(P 社は否定している。)があったが、日本大学の顧問弁護士が P 社の代理人に対 してタクシー券の返還を求め、P 社から未使用のタクシー券の返還を受けるなど対応して いる。

日本大学においては、そもそもタクシー券をどの会社に渡したのかを管理できていなかった。また、当委員会は、P 社に対して、業務とは無関係にタクシー券を利用した事実の有無を照会したものの、P 社からは回答を得られなかった。これらのことから、当委員会の調査では、P 社が 2022 年 1 月以降にタクシー券を利用していたか否か、業務とは無関係にタクシー券を利用していたか否かは明らかとならなかった。

日本大学においては、2009 年度から 2021 年度までに 700 冊 (1 万 5955 枚)のタクシー券を日本大学関係者や外部関係者に配付しているところ、必要性及び外部者の使用に供する場合の合理的な理由を必ずしも厳密に確認・検証していなかった。今後は、タクシー券の交付先を適切に管理して、業務とは無関係なタクシー券の利用が行われないよう管理体制

を構築する必要がある。

#### 第10 生物資源科学部における外部業者に関する件

## 1 入札・見積合せの不実施、書類保管等の不備

生物資源科学部は、日本大学相撲部 OB が代表を務める Q 社に清掃業務を、重量挙部 OB が代表を務める R 社に体育館管理運営業務及びトレーニング指導・管理運営業務を、重量挙部 OB が代表を務める S 社にメンタルヘルスサポート業務を、それぞれ委託している。

生物資源科学部では、Q社、R社及びS社への業務委託に当たり入札・見積合せが実施されておらず、同社らへの契約を締結するに当たっての決裁資料には、同社らに業務を委託する理由が記載されていなかった。

さらに、生物資源科学部と R 社間のトレーニング指導・管理運営業務契約の金額が大きく増額している時期があったものの、増額した経緯に関して、価格協議の経過が分かる資料が保管されていなかった。

## 2 再発防止策等

生物資源科学部は、2024 年度以降の外部業者への業務委託に当たっては、原則として入札・見積合せを実施することを決定し、業務委託先の選定・契約手続等に関する具体的な規程を整備した。

以上に加えて、今後、以下の改善策を検討すべきである。まず、日本大学においては、 生物資源科学部に限らず、今後、価格協議の経過が分かる資料、契約金額の妥当性の検証 に資する資料及び業者選定の理由が分かる資料を保管することが望ましい。また、契約期 間の途中であっても契約金額に影響を及ぼす事象が発生した場合には、契約金額の見直し を行うことが望ましい。

# 第11 競技部に関する経費申請、教職員の採用、成績措置の件

競技部は学部の附属組織等ではなく、日本大学において、競技部の会合費用等を学部の 経費として処理することは認められていないが、特定の競技部の関係者でもある教職員 が、当該競技部の会合費用等につき、自身が所属する学部に経費申請し、同学部の経費か らこれらの費用が支出されていた。

また、競技部の関係者である教職員が在籍する学部において、当該運動部の 0B 及び当該 教職員の親族合計 10 名が学部及び附属校の教職員として採用されており、当該教職員が、 事務局執行部に対して「0B が応募するので、よろしく」などと伝えていた。また、別の学部 においても、競技部関係者が学部の事務局幹部を務めていた期間において、当該競技部の 0B が複数名、嘱託職員・任期制職員となっていた。

上記は、いずれも各採用自体が裁量を逸脱する不適切な行為であったとまではいえないが、当該教職員の意向を受けて、OB や親族を優先して採用しているのではないかとの疑念を生じさせていたことは否めず、そのような疑念を持たれることのないよう、採用ポリ

シーを応募要項に明記したり、これを日本大学のホームページで公表したりするなど、採 用プロセスの公平性・透明性を確保するための措置について検討すべきである。

## 第12 経済学部における新型コロナウィルス対策製品購入の件

経済学部では 2020 年から 2023 年にかけて新型コロナウィルス対策として、手指消毒及び空間噴霧用に T 製品を庶務課の予算で 475 万 7896 円分購入し、T 製品を空間噴霧するための噴霧器 9 台を管財課の予算で 327 万 4000 円で購入し、噴霧器 40 台を後援会の予算で 1460 万 8000 円で購入した。経済学部では、T 製品及び噴霧器を購入するに当たって所定の手続を履践しており、裁量を逸脱する不適切な行為であったとまではいえない。

ただし、経済学部の事務長及び管財課長が、2022 年 7 月に教授から T 製品の空間噴霧の有効性について指摘を受けた際に、全てが後援会の予算でまかなわれており経済学部の予算は使用していないかのような不正確な説明を行った点は、適切ではなかったと考えられる。

なお、経済学部においては、今後、T 製品の使用継続の是非を検討していくことが望ま しい。

#### 第 13 人権相談制度及び公益通報制度の件

日本大学には、日本大学人権侵害防止規程に基づく人権相談制度と、日本大学公益通報者保護規程及び公益通報者保護法に基づく公益通報制度が存在し、ハラスメント関連の相談は人権相談制度に集約する運営になっているが、通報者の希望に応じて公益通報制度でも受け付けることが望ましい。

また、両制度において学外窓口となっているのは、代表弁護士が日本大学本部と顧問契約を締結している法律事務所等の問題もある。学外窓口については、日本大学とは他の業務において関係を持っていない法律事務所をあてることを検討することが望ましい。

加えて、2019 年の夏頃、人権相談の学内窓口担当者及び総務部長が、相談者の明示的な同意なしに、パワーハラスメントの相談者及び相談内容を田中氏が被通報者と近しい関係にあることを把握せず、同氏に報告したという事案が判明しており、適切な対応でなかった。相談者及び相談内容に関する情報を共有するに際しては、共有範囲を慎重に検討するとともに、共有範囲を事前開示したり、相談者から事前に同意を得るべきである。

## 第14 板橋病院における医師法に関する件

#### 1 調査の経緯等

2022 年 4 月、医師である医学部関係者 U 氏が、大学の公用車の運転手に依頼して、田中 氏の自宅に薬を届けさせていた旨報道された。

この件について、報道後、日本大学法人本部は直ちに医学部に調査を行わせ、2022 年 6 月以降は日本大学監事主導の下で調査を継続し、日本大学監事は、2023 年 2 月 1 日付け で、「医師法上問題なしとは言い切れず、法人本部としての対処方をお願いします。」との 意見を付して、日本大学理事長及び学長に報告した。

当委員会は、2023年2月頃に本件に関する情報提供を受けた後、調査を実施した。

#### 2 処方箋の作成等について

田中氏は、2019年9月3日に板橋病院に入院し、以降、U氏が田中氏の主担当医を務め、 医師2名がU氏の陪席として田中氏の診察に加わっていた。

その後、U 氏らは、田中氏の自宅で、田中氏に対し、点滴、採血、導尿等を行っていたが、板橋病院が保管する電子カルテには一切記入していないため、正確な時期及び具体的な診療内容は一切明らかになっていない。

2021年8月24日から2022年4月18日までの間、7回にわたり、U氏の指示に基づき、 医師3名が、田中氏に対する処方箋(以下「**本件処方箋**」という。)を作成した。本件処方箋 は、U氏の指示により、薬局で薬と引き換えられた。薬は全て、U氏を介して田中氏に交付 されたと推測されるが、U氏が当委員会のヒアリングを拒否しているため、その状況は明 らかにならなかった。

2019年9月3日以降田中氏に生じた医療費は、板橋病院が保険請求を取り下げて病院負担とした5180円を除き、全額をU氏が板橋病院に支払っており、U氏が更に田中氏らに請求をしているかは明らかでない。

#### 3 医師法違反の有無、今後の対応について

医師法 20 条は、医師に対し、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方箋を 交付することを禁止している。また、医師法 24 条 1 項は、医師に対し、診療をしたときは 診療に関する事項を診療録に記載するよう義務付けている。したがって、無診療で処方箋 を交付したり、診療を行った上で処方箋を交付したものの当該診療について診療録が記載 されていなければ、医師法違反に該当する。

板橋病院で保管されている電子カルテには、本件処方箋を作成した旨は記録されているが、U氏による診察の内容は記録されていない。したがって、本件処方箋に関して、U氏が 医師法に違反している疑いがある。

なお、日本大学は、本件については、捜査機関に対して情報提供を行っている。

また、板橋病院においては、在宅訪問診療や往診など病院外での診療を行う体制を取っていないが、病院外での診療が明示的に禁止されているわけではない。今後、在宅訪問診療や往診などに関するルールを明確にし、ルールに違反した院外診療につき速やかに板橋病院に報告が行われる仕組み等について検討が行われるべきである。

#### 第 15 その他

以上のほか、当委員会による調査の結果、リベート等の不正は認められなかったものの、日本大学から電子機器調達の見積依頼を受けた事業部が、井ノロ氏からの指示に基づいて特定の業者に対して優先的に見積依頼を行っていたことなど、業務上改善を要する点

などが判明している。

また、中間報告において述べた相撲部学生寮の寮費等の件については、田中氏が当委員会によるヒアリングや資料提供依頼に応じなかったため、田中氏及び田中征子氏が相撲部の寮費等を管理していた当時の収支状況及び剰余金の有無は不明である。他方、現在の相撲部監督が寮費等を管理するようになった 2022 年度においては使途不明又は不適切と認められる支出は見当たらず、剰余金も発生していない。

#### 皿 結語

当委員会が今般の調査を終えるに当たり、改めて、以下の点を指摘しておきたい。

# 当事者意識・主体性の必要性

当委員会の調査においては、契約当事者であるはずの日本大学の部科校等において、当事者意識・主体性が欠如して、業務の委託、工事の発注、物品の調達等において、業者選定や契約条件・金額等について十分な検討が行われず、その結果、不適切な業者の選定・介入、不合理な条件・金額の契約等につながっていた案件が散見された。

このような当事者意識・主体性の欠如は、「上命下服の体質」など日本大学の風土に起因する部分があると考えられ、長年にわたって形成されてきた日本大学の風土を一朝一夕に是正することは困難な面があり、時間をかけて粘り強く改革していく必要がある<sup>2</sup>。教職員らにも、当事者意識・主体性を持って学校運営に参画してもらうため、教職員らを対象とした少人数でのミーティングやアンケートなどの手法を用いながら、積極的に教職員らの意見や悩みを聞く活動を行うとともに、調査・是正措置の状況や結果について、本人にフィードバックしたり、匿名性やプライバシーの確保に留意した上で学内周知するなどして、声を上げることが日本大学の業務や職場環境の改善に役立っていることを実際に示していくことが考えられる。

#### 業者選定過程をはじめとする意思決定プロセスや事務手続におけるガバナンスの強化

当委員会の調査においては、日本大学調達規程に則った入札や見積合せが適切に実施されず、業者選定過程が不透明な案件が散見された。この問題に対して、日本大学では、不要な業者の介入や業者と教職員の癒着を防止したり、本部における入札案件の業者選定過程を透明化するなどの取組を着実に進めているが、これらの取組は、各部科校等における案件や、入札手続によらない見積合せや特命随意契約の案件にも水平展開していくことが考えられる。特に資料等の保管に関しては、本調査の過程においても、資料が保管されていなかったことから事実関係が確認できない例が複数生じたものであり、日本大学におい

\_

<sup>2</sup> この点、アメフト部薬物事件第三者委報告書においては、同事件が発生した時期は「田中前理事長の 専制体制が破棄され、従前の組織風土が排除されつつある時期であり、その意味で組織風土はいわ ば空白の時期であるとも考えられる。」との指摘がなされているところ、当委員会の調査からは、日 本大学においては、従前の組織風土の是正は現状では十分になされていないものと考えられる。

ては、各組織における意思決定プロセス及び事務手続を再度見直した上で、基準・ルールが明確に定まっているか、適切な記録化が図られているか、組織内部での牽制や監査が実効的に機能しているかを再確認する必要がある<sup>3</sup>。

また、日本大学においては、意思決定プロセスや事務手続において適切なガバナンスを 機能させるとの観点において、組織の大きさ・複雑さや所掌事務の広範さに比して、事務 的な体制が量・質ともに不足していないか、検証することが考えられる。

#### 競技部に対する大学としてのあり方

当委員会の調査においては、競技部の学生や 0B が成績救済措置や採用・調達等において不当に優遇されているのではないかとの情報提供が多く寄せられた。競技部の学生に対する教学面でのサポートや成績評価上の特別措置が認められるべきかについては、教職員の間にも多様な意見が見られ、そのような措置が一概に誤りであるとはいえないと考えられる。また、競技部 0B の採用・調達等についても、ルールに則り正規の手続を踏んでいる限りにおいては必ずしも不適切な行為とはいえない。

しかし、明確なポリシーや手続が定められていない中で、教職員個人の裁量により特別な措置がとられたり、採用や調達が過度に競技部 OB に偏っているようなことがあれば、競技部の学生や OB は、不当に優遇されている存在として偏見の目で見られているということにもなり、そのことは将来性あるアスリートである競技部の学生や、競技内外を通じて日本大学に貢献している競技部 OB にとっても不幸なことである。

競技部の学生や 0B の処遇については、かかる疑念を持たれることのないよう公平性・透明性を確保すべく、明確なポリシーやルールを設定し、更に進んでこれを対外的に公表するなど、大学としてのあり方を学内外に明確に示していくことが考えられる。その際には、競技部と日本大学との関係を明確化し、日本大学の名を冠して運営される以上、競技部に対して法人側からの指導・監督が実効的になされるようにすべきものと考えられる4。

#### 内部通報制度の改善、内部監査の強化

当委員会の解散後は、日本大学の役員・教職員による不適切行為に対する抑止力として 内部通報制度と内部監査による牽制がより一層重要になると考えられる。

日本大学が設置している人権相談制度及び公益通報制度については、なるべく日本大学

<sup>3</sup> アメフト部薬物事件第三者委報告書においても、日本大学では「多くの場面で権限と責任の所在が明確でなく、経営層においても主体的な責任感が希薄である。…本法人では何らの証跡もなしにアメフト部の活動停止やその解除の意思決定が行われたことになっている。後から検証できない意思決定の仕組みは、内部統制の観点からして重大な欠陥というほかない。」との指摘がなされており、日本大学における意思決定プロセスの明確化と記録化は重要な課題であると考えられる。

<sup>4</sup> アメフト部薬物事件第三者委報告書においても、「競技部と競技スポーツ部との関係は、意思決定ラインとなっているのか、競技スポーツ部は事務的なサポート機関にすぎないのか、規程上は明確でない。…競技部に対する、教学側、さらに法人側からの指導監督の根拠を明瞭にすることは必要不可欠であろう。」との指摘がなされている。

とは他の業務において関係を持っていない法律事務所を学外窓口とすることも含め、躊躇 することなく相談・通報しやすい信頼できる制度とすべく、引き続き改善を検討すること が考えられる。

また、日本大学においては、コンプライアンス事務局内部監査課を設置して、2022 年度から内部監査を実施しているところ、今後は、当委員会の調査で判明した不適切案件の内容も踏まえ、業者の選定過程や受注調整の有無等につき監査を実施し、その際、監査テーマに即して専門知識を有する者を監査員に加えることにより、更に実効的な監査とすることが考えられる。

内部監査が実効的に機能するためには、内部監査の専門的知識を有した人材が内部監査のミッションの重要性を認識した上で意欲的に取り組むことが不可欠であり、十分な人材を質及び量の両面において確保するとともに、中長期的な人材育成とそのための戦略的な人員配置、人事評価・昇進面でのインセンティブ付与、研修の受講や専門資格の取得の促進を通じた専門性やプロフェッショナル意識の向上等を図ることが考えられる。

日本大学においては、2018年にはアメフト危険タックル問題、2021年には田中氏及び井ノ口氏らの刑事事件に関わる問題、そして2023年8月にはアメフト部薬物事件が発生・発覚し、未だ社会からの信頼を回復できず、存亡にも関わる危機的状況にあるが、他方で、林真理子理事長の打ち出した管理運営の基本方針「"N・N~新しい日大~"の実現に向けて」の下、一部の者による恣意的な経営からの脱却と学生ファーストを掲げて、経営刷新が進められている。当委員会としては、日本大学の執行部が、本報告書において当委員会が提言した再発防止策も踏まえつつ、固い決意をもって、全学的立場から更なる管理運営改革の取組を推し進め、その結果、日本大学がこれらの不祥事を乗り越え、学生・生徒、保護者、卒業生、教職員等、あらゆるステークホルダーからの信頼を真に取り戻す日が来ることを切に願う次第である。

以 上